広島県小学校理科教育研究会

広島県小学校教育研究会理科部会会則

【名称】

第1条 本会は、広島県小学校理科教育研究会・広島県小学校教育研究会理科部会と称する。

【目的】

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主 的・創造的な教育活動を行い、本県における小学校理科教育の振興を図ることを目的とす る。

【事業】

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 研究会・講習会等の開催
 - (2) 研究調査の実施
 - (3) 研究成果についての刊行物の出版
 - (4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

【会員】

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成し、広島県の各郡市に 支部を置く。

【入会】

第5条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより部会長に申し出る。

【役員】

第6条 本会に次の役員を置く。

(1)	会長	1名
(2)	副会長	2名
(3)	常任理事	若干名
(4)	理事	若干名
(5)	監査	2名
(6)	幹事	若干名

- 2 部会長、副部会長、常任理事、監査は、理事会の推薦による。幹事は、会長が委嘱する。
- 3 部会長、副部会長については、校長の職にある者とする。

【役員の職務】

- 第7条 役員の職務は、次の通りとする。
 - (1) 部会長は、本会を代表し{会務を統括する。

- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代理又は代行する。
- (3) 常任理事は、本会の会務を分担執行する。
- (4) 理事は、本会の会務に参画する。
- (5) 監査は、会計を監査する。
- (6) 幹事は、事務的な会務を処理する。

【任期】

- 第8条 役員の任期は1年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の任期は、 前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

【会議】

- 第9条 会議は、常任理事会及び理事会とし、年1回以上開催し、部会長がこれを召集する。
 - 2 常任理事会は、部会長、副会長、常任理事で構成する。
 - 3 理事会は、第7条に定める役員で構成する。

【会計】

- 第10条 本会の運営経費は、助成金及びその他の収入をもって充てる。
 - 2 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

【事務局】

- 第11条 理事会において別に定める学校に事務局をおく。
 - 2 事務局長並びに事務局に関わるその他の役員は部会長が委嘱する。

【除名】

第12条 会員が、教育研究会及び理科部会の目的に反する行為を行った場合、理事会の 4分の3以上の替成により除名することができる。

【会則改正】

- 第13条 この会則の改正は、役員の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を 得なければならない。
- 附則 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。
 - 2 この会則は平成12年6月17日から施行する。